

東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(学割証の発行方)	(学割証の発行方)
<p>第 11 条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、え、交付するものとする。</p>	<p>第 11 条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、え、交付するものとする。</p>
(1) 発行番号	(1) 発行番号
(中略)	(中略)
<p>5 旅客規則第 39 条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第 1 項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第 39 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。</p>	<p>5 旅客規則第 39 条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用するものとし、同割引証には、第 1 項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を記入したうえで、乗車券の種類欄の「普通回数乗車券」を○で囲むものとする。この場合、旅客規則第 39 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。</p>
(中略)	(中略)
(証明書の交付)	(証明書の交付)
<p>第 18 条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第 170 条第 1 項に規定する証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。</p>	<p>第 18 条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第 170 条第 1 項に規定する証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。</p>
<p>2 旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒及び放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生に対して交付しないものとする。</p>	<p>2 旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒及び放送大学学園法第 4 条の規定により設置された大学の学生に対して交付しないものとする。</p>
(中略)	(中略)
(被救護者割引証の発行方)	(被救護者割引証の発行方)
<p>第 28 条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証を被救護者又はその付添人に対して交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して、職印を押し、被救護者割引証発行台帳に対して契印を押し、え、交付するものとする。</p>	<p>第 28 条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証を被救護者又はその付添人に対して交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して、職印を押し、被救護者割引証発行台帳に対して契印を押し、え、交付するものとする。</p>
(1) 発行番号	(1) 発行番号

現 行	改 正
(2) 指定番号 (3) 乗車区間 (4) <u>乗車券の種類</u>  (以下略)	(2) 指定番号 (3) 乗車区間 (4) <u>乗車行程</u>  (以下略)

附則

この通達は、2026年3月14日から施行する。